

山梨県のみなさまへ



© 山梨県観光キャラクター 武田菱丸



© 山梨県警察 シンボルマスコット ふじ君

台風、大雪、水害、地震など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!

>>>>>>>>> 「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談事例 <<<<<<<<<<

帯板の剥がれを自然災害のせいにして保険請求しましょう!



火災保険で住宅を直せるという業者に見てもらったが、「帯板が剥がれている、台風により剥がれたと申請すれば良い」と言われた。台風によるものか分からないと伝えると、「台風ではないと言い切れないから大丈夫だ」と言われた。不審だ。

保険が使えて自己負担 0 円です。保険金で修理できますよ!



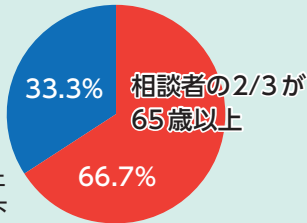
業者から、「雨樋に以前の降雪の影響により、保険を使えば無料で修理ができる」と言われた。保険金は支払われたが、経年劣化があるため、業者提示の見積額より少なかった。修理を断ったところ出張費などの違約金が 35% かかると言われた。

※山梨県県民生活センターに寄せられた相談をもとに再構成

山梨県

住宅修理の

保険申請サポート等の相談



2018年度から2021年度の相談件数を基に作成
山梨県県民生活センター調べ

消費者へのアドバイス

- その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取り、検討しましょう。
- 保険の適用となるか、事前に参加している保険会社、代理店に相談しましょう。
- 経年劣化による損害は保険支払いの対象外です。うその理由で保険金請求すると詐欺に該当する恐れがあります。

あれっ?と思ったら、ご加入の保険会社、 代理店や消費生活センターなどへご相談ください。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

契約
トラブルに
関する
ご相談先

い や や
188

身近な消費生活相談窓口につながります!

損害保険に
関する
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

全国共通・通話料有料
電話リレーサービス、IP電話からは
03-4332-5241へおかけください

受付日：月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く) 受付時間：午前9時15分～午後5時

保険詐欺の
通報は
こちらへ

保険金不正請求ホットライン

専用フリー
ダイヤル

ふ せ い は つ う ほう

0120-271-824

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。



100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで
申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの
手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!



もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に
まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」



<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

